

医療法人尚豊会 みたき在宅ケアセンター 感染症対策指針

1. 目的

医療法人尚豊会みたき総合病院の院内感染対策指針に準じつつ、在宅介護事業所としての特性に合わせた感染対策を講じ、利用者らが安心できるサービス提供を受けることができるよう、『感染症対策指針』を定める。

2. 基本方針

日頃より感染の防止に留意し、感染等の発生の際には、速やかな対応および収束を図ることは、介護事業所にとって重要である。感染防止対策を全職員が把握し、指針に則ったより安全な医療・介護が提供できるように心掛ける。

3. 在宅ケアセンター感染対策委員会の設置

(1)在宅ケアセンター感染対策委員会(以下、感染委員会)の構成員は、センター長、看護部長、事務長、看護師長、各部署の管理者とする。ただし、職員の配属や委員会での協議事項等の状況に応じ、少人数での開催や職種や人数を変更することができる。

(2)感染委員会は、管理者会議と併せて定期的に開催する。また、必要に応じて臨時委員会を開催することができる。

(3)感染委員会は以下の内容について協議を行う。

- ・感染症発生時の事案に関わる重要事項の審議・決定
- ・各事業所への助言と支援
- ・みたき総合病院から発信される感染症に関する情報の共有
- ・在宅ケアセンター職員への感染教育推進
- ・有事の際の事実関係の公表と内容の検討

(4)感染委員会は、必要に応じてみたき総合病院感染対策委員会の助言、指導を受けることができる。

4. 在宅ケアセンター内での主な取り組み

(1)前述の委員会や、みたき総合病院院内感染対策委員会等により、感染症対策について常に共有し、感染症が発生しない、また発生してもまん延しない対策を全職員が協力して実施する。

(2)国内や県内、地域の感染状況をニュースやみたき総合病院感染対策委員会等からの情報で常に把握し、まずは職員が感染症に罹患することがないように対策を行う。

(3)職員に感染症の症状が認められた際は、速やかに部署の管理者に報告する。勤務中であれば速やかに退勤し、医療機関へ受診をする。勤務時間外であれば、部署の管理者は勤務を休むことができるように配慮を行う。また通所の利用者に感染の疑いがある場合は、別紙「個室

隔離の手順」に則り、他の利用者に感染がまん延しないように努める。

(4)事業所内で感染症が発生した際には、遅滞なくみたき総合病院感染対策委員会に報告し、情報の共有を行い、必要に応じて指示を仰ぐ。

5. 感染予防の徹底

インフルエンザやノロウイルス等の平常時対策として、以下を徹底する。

(1)職員の標準予防策の徹底

県内や地域に感染症発生情報が無い場合でも、常に標準予防策を実施する。

(2)利用者への呼びかけ

在宅ケアセンターのサービスを利用される際には、利用者に対しても標準的な感染対策をお願いする。但し、体調や障害等の状況で不可能な場合は無理に行うことはしない。

(3)ご家族及び来所者への呼びかけ

感染の拡大状況に合わせ、事業所内への入館制限等、臨機応変に対応をお願いする。

6. 感染症まん延防止の徹底

職員又は利用者が感染症に罹患した場合、事業所内のまん延を防止するため、以下の対策を行う。なお詳細については、みたき総合病院感染対策委員会による取り決めに従う。

(1)職員の規定日数の出勤停止。

(2)みたき総合病院感染対策委員会、感染症担当医と相談し、必要であれば所轄保健所への連絡を行う。

(3)利用者は保健所からの指示がある、又は行政が何らかの基準を示している場合、それに従い通所リハビリ、訪問リハビリの利用を停止する。

7. 感染症に罹患している利用者へのサービス提供

(1)通所リハビリ、訪問リハビリについては、指定された隔離の期間は利用を停止する。

(2)訪問介護は家族や他サービス等での代替が不可能であり、利用者の生活の維持の為に必要と判断される場合は、サービスを提供する。

(3)訪問看護は主治医の指示、及び利用者からの希望があれば、サービスを提供する。

(4)居宅介護支援事業所は、自宅への訪問は可能な限り控え、電話による相談、調整を行う。

(4)感染症に罹患している利用者へサービスを提供する際には、完全PPEを着用し、感染性廃棄物は利用者の自宅で破棄し、感染症を公用車やセンター内に持ち込まない為の工夫を行う。

(5)特殊な事情がある場合については、上記の限りではなく、その都度、みたき総合病院院内感染対策委員会に相談を行う。

8. 職員に対する研修・教育

職員に対する感染症対策のための研修を実施する。医療法人尚豊会みたき総合病院が実施

する研修に参加する他、在宅ケアセンター独自の研修も年に複数回実施する。

9. 感染症対策マニュアル及び事業継続計画の整備

(1) 感染症対策マニュアル

感染症発生及びまん延を防止するため、みたき総合病院院内感染対策マニュアルの各感染症に対する対策を参照する。

(2) 事業継続計画

新型コロナウイルス等の感染症が地域で流行した、又は事業所内にまん延が起った場合であっても、利用者が安全・安心にサービスを受けられるように事業継続計画を作成し、定期的に見直しを行う。

10. 相談・連絡、及び連携先

感染症発生時に対策について相談・連絡を行う際、あるいは事業所内に蔓延した際に報告を行う際の連絡先は、下記の通りとする。

(1) 相談・連絡先

みたき総合病院 院内感染対策委員会管理者 内科 位田 Dr PHS6692

みたき総合病院 院内感染対策委員会担当者 三村看護部長 PHS6725

(2) 連携先

四日市市保健所 保健予防課 059-352-0595

附則 この指針は、令和5年1月1日より施行する。

この指針は、令和6年6月21日に改定する。